

帯広市森林整備計画（案）概要版

令和6年2月9日
経済文教委員会提出資料

1. 計画の策定について

(1) 計画の位置づけ

本計画は、森林法の規定に基づき、民有林を対象に5年ごとに作成する10年間の計画であり、市町村における森林関係施策の方向や森林所有者が行う伐採・造林等の森林施策に関する指針等について定めるものです。

(2) 計画の期間

令和6年度から令和15年度の10年間

2. 計画の内容

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

現状

・市内の森林面積は約25,508haあり、民有林が4,654haとなっている。このうち、カラマツ等針葉樹を主体とした人工林が約2,343haを占めており、戦後に植栽され、主伐、間伐の時期を迎えているカラマツ等の林分が多くある。

課題

・本格的な利用期を迎えた森林資源が増加し、主伐が進められている一方で、林業従事者の高齢化や新規採用者の早期離職に伴う作業員の不足のほか、所有者の高齢化による意欲減退などから造林が進まず、伐採跡地が増加していることが課題となっている。

2 森林整備の基本方針

《地域の目指すべき森林資源の姿》

・森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施策の面的な実施などにより、健全な森林資源の維持造成を推進する。

《森林整備の基本的な考え方》

・森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の区域を設定する。

《森林施策の推進方策》

- ・育成単層林における適確な更新や保育及び間伐を積極的に推進する。
- ・人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備を計画的に推進する。
- ・天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策を推進する。
- ・効率的な森林施策や森林の適正な管理経営に必要な不可欠である林道等の林内路網の整備を計画的に推進する。

3 森林施策の合理化に関する基本方針

・森林施策や林業経営の合理化・効率化、木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととする。

II 森林の整備に関する事項

	計画事項	主な内容
第1	森林の立木の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く)	・樹種別の立木の標準伐期齢 ・立木の伐採(主伐)の標準的な方法 等
第2	造林に関する事項	・人工造林に関する事項 ・天然更新に関する事項 ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 ・森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 等
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	・間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 ・保育の種類別の標準的な方法 等
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	・公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 等
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	・森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針及び促進するための方策 ・森林経営管理制度の活用に関する事項 等
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	・森林施業の共同化の促進に関する方針 ・施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 等
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・効率的な森林施策を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 ・路網等整備と併せて効率的な森林施策を推進する区域に関する事項 ・作業路網の整備に関する事項 等
第8	その他必要な事項	・林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 ・森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 ・林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

	計画事項	主な内容
第1	鳥獣害の防止に関する事項	・鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 等
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	・森林病虫害等の駆除又は予防の方法 ・鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く) ・林野火災の予防の方法 等

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

・地域森林計画に適合するレクリエーションや保健休養の場の提供等の保健機能を持つ森林がないため、該当事項なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

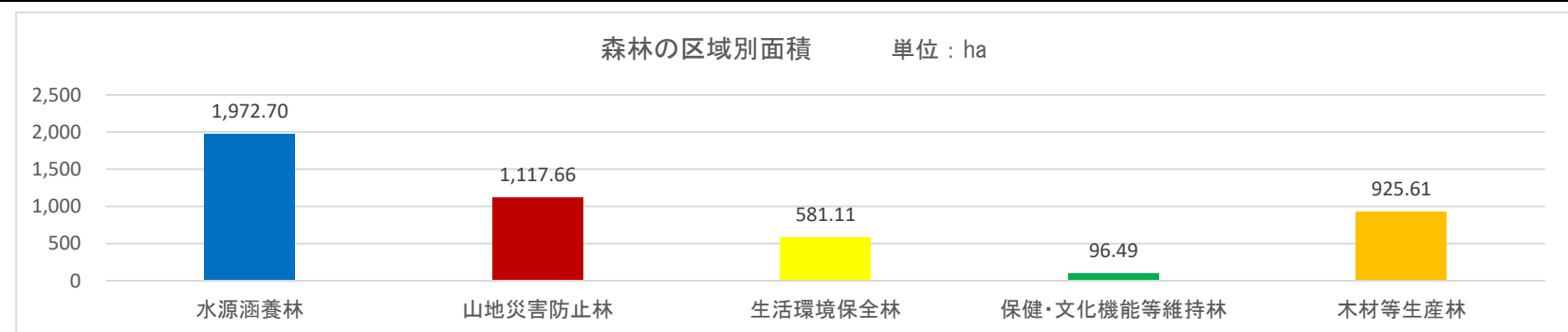
- ・森林経営計画の作成に関する事項
- ・森林の総合利用の推進に関する事項
- ・森林整備を通じた地域振興に関する事項
- ・住民参加による森林の整備に関する事項 等

3. 森林の区域

・公益的機能別施業森林等の区域を設定

公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

区分	森林の区域	上乘せゾーニング
公益的機能別施業森林	水源涵養林	水資源保全ゾーン
	山地災害防止林	なし
	生活環境保全林	なし
	保健・文化機能等維持林	生物多様性ゾーン 水辺林タイプ 保護地域タイプ
公益的機能別施業森林以外の森林	木材等生産林	特に効率的な施業が可能な森林



※ 重複して設定している森林の区域があるため、森林の区域別合計面積と民有林の合計面積は一致しない。